

安登小学校 PTA 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は呉市立安登小学校 PTA と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を安登小学校におく。

(組織)

第3条 本会の会員は、本校の保護者並びに本校勤務の職員とする。

(目的)

第4条 本会は、児童の幸福の増進と会員の教養の向上を図ることを目的とする。

(方針)

第5条 第4条の目的を達成するために、次の事を行う。

- 1 家庭教育の改善を図り、学校教育と緊密な連携をとる。
- 2 会員の教養を深めるいろいろな行事を行う。
- 3 児童の健康増進のため積極的に推進を図る。
- 4 教育的環境の改善に協力する。
- 5 青少年育成活動に協力する。

第二章 顧問ならびに役員

(顧問)

第6条 顧問を若干名おくことができる。

- 1 顧問は、会長が委嘱することができる。
- 2 任期は1年とするが再任は妨げない。
- 3 顧問は必要に応じて会長の諮問に應ずる。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---|-----|------|----------|
| 1 | 会長 | 1名 | PTA 会員から |
| 2 | 副会長 | 2名以上 | PTA 会員から |
| 3 | 部長 | 若干名 | PTA 会員から |

4	学級委員	若干名	PTA 会員から
5	地区委員	若干名	PTA 会員から
6	監査委員	2名	PTA 会員から
7	事務局	1名	教頭
8	会計	1名	教職員
9	参与	1名	学校長
10	副部長	若干名	PTA 会員から

(役員選出)

第8条 役員は、内規により選出し総会の承認を受ける。

1 (役員任期) 役員任期は1年とし再任は妨げない。

(1) 会長歴任者は本人が望んだ場合、以後、当会の執行部及び学級役員に選出されないものとする。

2 (役員任務) 役員任務は、次の通りとする。

(1) 会長は、会を代表し、会務を総理し会議を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障のあるときは、その代理をする。

(3) 部長は、各部の事務一切をとりまとめ、執行部との連携を図る。

(4) 役員は、本会の運営に必要な事項を審議決定する。

(5) 監査委員は、会計を監査し総会に報告する。

(6) 事務局は、記録連絡等一般事務を行う。

(7) 会計は、会計事務を行い監査を受ける。

(8) 参与は、本会と学校教育との調和を図る。

(9) 副部長は、部長を補佐し部長に支障のあるときは、その代理をする。

第三章 会議ならびに会合

(総会)

第9条 総会は定期総会と臨時総会をもつことができ、次の事項を議する。

1 定期総会は毎年4月に開会し、役員ならびに規約の改正、予算等その他重要事項をとりあげる。

2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会は、会員の過半数をもって成立する。ただし規約の改正は出席者の3分の2以上の承認を必要とする。

(執行部)

第10条 執行部は、会の事業計画協議ならびに遂行にあたる。

1 執行部は、会長、副会長、部長、副部長、事務局、会計、参与で構成する。

2 執行部会は、随時開くことができる。また、必要に応じて、学年代表、地区委員

長を招集することができる。

(全体役員会)

第11条 全体役員会は、必要に応じて開催することができ、PTA 行事等の連絡調整を行う。

第四章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、会費の徴収金その他をもってあてる。

(会費)

第13条 会員より会費を徴収し、その方法ならびに金額は毎年執行部会で協議し総会で承認を得る。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。

第五章 役員選出

(選出手続)

第15条 役員選出の手続きおよび人数は内規で別に定める。

(欠員)

第16条 役員に欠員が生じた場合は、前任者の残りの期間を補充し会員に通知する。